

長崎県建築設計業務委託特記仕様書

発注機関名	長崎県交通局
-------	--------

担当	職・氏名
監督員	—
主任監督員	—
総括監督員	—

I. 業務概要

1. 業務名称

矢上営業所建替え工事等の設計業務

2. 履行期間

契約日から 令和6年2月29日 まで

3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、別紙1による。

4. 設計と条件

対象施設の設計と条件は、別紙1による。

5. 貸与品等

対象施設における貸与品等は、別紙1による。

6. 成果物

対象施設における成果物は、別紙1による。

II. 業務の仕様

1. 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載されていない事項は、「長崎県公共建築設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。
- (2) 特記仕様書に記載された特記事項のなかで□のあるものについては、■のついたものを適用する。
- (3) 各欄に数字、文字、記号等を記入する事項は、記入がある事項のみ適用する。

2. 業務の範囲・内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

基本設計 実施設計 （詳細は別紙2による。）

3. 適用基準

- (1) 本業務は、長崎県又は国土交通省が制定する技術基準等（別紙3）を適用する。
- (2) 受注者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

4. 支払条件

債務負担行為に係る契約の前金払いの特則

- 特則を適用しない
- 設計説明書（別紙1-別添）によるものとする

III. 業務の実施

1. 一般事項

- (1) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- (2) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (3) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

2. 業務実績情報の登録

登録する 登録しない

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録の内容について監督職員の承諾を受ける。また業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として「業務カルテ仮登録（監督職員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後速やかに登録を行う。

3. 業務計画書

■ 提出する □ 提出しない

- (1) 受注者は、業務計画書を契約締結後14日以内に、監督職員に提出する。
 なお、1件の請負金額が100万円未満の業務を受注した場合は業務計画書（業務工程表を除く。）の提出を省略できる。
- (2) 業務計画書には、次の内容を記載する。
 なお、プロポーザル方式又は総合評価落札方式による手続きを経て業務を受注した場合は、下記（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、及び（ケ）について、技術提案書提出した業務提案書に記載があり、その内容に変更がなければ提出を省略できる。
- (ア) 長崎県公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針
- (イ) 打合せ（段階確認）計画
- (ウ) 業務工程
- (エ) 業務実施体制
- (オ) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- (カ) 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似の実績及び手持業務の状況
- (キ) 担当技術者を配置する場合
 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、及び過去3年以内の同種又は類似の実績
- (ク) 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。）がある場合
 協力事務所の名称、代表者、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
 ただし、主たる分担業務分野（積算に関する業務を除く。）を再委託しないこと。
- (ケ) 総合、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合
 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数
- (注意)
 「過去3年以内の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③のすべての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても、条件を満たしていれば実績として記載できる。
- ①過去3年以内に完成した施設の設計業務実績
- ②本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績
 （ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務についても業務実績を有するとして扱うことができる。）
- ③次の要件を満たす施設の設計業務実績
- | | | |
|-------------------|------|------|
| 同種業務の実績における対象施設は、 | 対象無し | とする。 |
| 類似業務の実績における対象施設は、 | 対象無し | とする。 |
- (3) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行
 受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により業務を履行する。

4. 監督職員の
権限内容

- (4) 総合評価落札方式により業務を受注した場合の業務履行
受注者は、総合評価落札方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書に記述した提案に基づき、業務計画書に記載し、業務を履行する。
- (1) 総括監督員は、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う。
また、業務内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者（長崎県財務規則（昭和39年 長崎県規則第23号）第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに業務のとりまとめを行う。
- (2) 主任監督員は、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う。また、業務内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う。
- (3) 監督員は、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）の処理を行う。
また、業務内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う。
- (4) 総括監督員が置かれていない場合における主任監督員は総括監督業務を、総括監督員及び主任監督員が置かれていない場合の監督員は総括監督業務及び主任監督業務を、監督職員が置かれていない場合の主任監督員は一般監督業務をそれぞれあわせて担当する。

5. 管理技術者等の
資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。
なお、「管理技術者等」とは管理技術者、建築設備資格者、担当技術者を総称していう。

(1) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社、その他の法人である場合にあっては当該法人に属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士
- 建築士法第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士のいずれか

(2) 主任技術者

主任技術者の資格要件は次による。なお、主たる分担業務分野の主任担当技術者は、受注者が法人である場合にあっては当該法人の所属するものを配置しなければならない。

- 建築士法第2条に規定する一級建築士（担当分野：建築意匠）
- 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（担当分野：電気・機械設備）
- 公益社団法人 日本建築積算協会が認定する建築コスト管理士又は建築積算士（担当分野：積算）

(3) 建築設備士の活用

延べ面積が2,000㎡を越える建築物の建築設備に係る設計を行う場合においては建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合はこの限りではない。（建築士法第18条第4項）

6. 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- (ア) 業務着手時
- (イ) 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- (ウ) その他

7. 照査の実施

- (1) 受注者は、段階確認前に管理技術者による照査を行い、その都度、照査報告書を監督職員に提出する。
- (2) 照査の実施内容（照査を行う者、照査の方法、照査報告書の提出）については「設計委託業務における照査の実施要領」（平成24年6月18日制定（最終改訂 令和5年4月3日）長崎県土木部建築課・営繕課）による。

8. 段階確認の実施

- (1) 受注者は、「設計委託業務における段階確認等の実施要領」（平成24年10月1日制定（最終改訂 令和5年5月18日）長崎県土木部建築課・営繕課）に基づき、発注者による段階確認を受ける。
- (2) 受注者は、下記日程を目安に監督職員と協議の上、業務工程表を作成すること。
なお、「審査用」とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同程度のもの、「成果物」とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

■ 基本設計

段階確認等	実施時期	予定日
段階確認①	基本設計打合せ図書（プラン検討用）ができた段階	令和5年8月18日
段階確認②	基本設計図書（概略版）ができた段階	令和5年9月15日
段階確認③	基本設計図書（審査用）ができた段階	令和5年10月13日

■ 実施設計(事務所(建替え))

段階確認等	実施時期	予定日
段階確認①	概ね、配置及び平面計画ができた段階	令和5年10月27日
段階確認②	図面及び概算設計書完成時 (計画通知提出前、積算着手時)	令和5年12月15日
段階確認③	成果品（審査用）ができた段階 (履行期限の14日前まで)	令和6年2月15日

■ 実施設計(解体工事)

段階確認等	実施時期	予定日
段階確認①	概ね、配置及び平面計画ができた段階	令和5年9月15日
段階確認②	図面及び概算設計書完成時 (計画通知提出前、積算着手時)	令和5年10月13日

段階確認③	成果品（審査用）ができた段階	令和5年11月10日
-------	----------------	------------

(3) 提出された業務工程表に遅れ等が生じ変更となる場合は、監督職員に報告するとともに、変更工程表を提出すること。

9. 履行報告

受注者は、監督職員が指示する時期までに履行について報告する。
ただし、段階確認の実施をもって、履行報告に代えることができる。

10. 製本製図

監督職員の指示に従い、対象施設ごとに工事監理用の図面製本を提出すること。
提出形態等については、図面製本（A3縮小版、2×2(増築・解体)部）とする。

11. 成果物の取扱い

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

12. 写真の著作権の権利等

受注者が成果物の写真の撮影を再委託する場合は、受託者に対し、以下の条件を付して再委託の契約を締結すること。

- (ア) 写真は、県が行う事務及び県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。
この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- (イ) 次に掲げる行為をしてはならない。
ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - (a) 写真を公表すること。
 - (b) 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

13. 成果物等の情報の適正な管理

(1) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。

また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- (a) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
- (b) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - ①発注者の承諾なく、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供する（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）などしない。
 - ②業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。
また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ④サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、I. 5により監督職員に返却する。

また、複製等については適切な方法により消去又は廃棄する。

⑥契約の履行に関して知り得た情報は、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

- (2) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を構ずる。
- (3) 上記（1）及び（2）の規定は、契約終了後も対象とする。
- (4) 上記（1）、（2）及び（3）の規定は、協力者等に対しても対象とする。

14. 守秘義務

- (1) 受注者は、契約書第6条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報をⅢ. 3に示す業務計画書の業務組織計画に記載されている者以外には秘密とし、また、本業務遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。
また、発注者の許可なく複写・転送等しないこと。
- (6) 受注者は、本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。
- (7) 受注者は、当該業務の遂行において、貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はその恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

15. 県の情報資産を
取り扱う際の
遵守事項

県の情報資産を取り扱う際は、以下のことを遵守し、紛失、盗難、情報漏洩等が生じることがないように細心の注意を払って取り扱うこと。

- (ア) 県の情報資産の利用については、責任者を選任し、Ⅲ. 3で示す業務計画書に記載すること。また、利用する者の名簿を作成し、それ以外の者が利用することがないようにすること。
- (イ) 県の情報資産は、執務室等、施錠管理できる場所に保管すること。さらに、県から貸し出しを受けた端末及び記録媒体については、鍵付きのキャビネット等に収納すること。
- (ウ) インターネットに接続された機器を使用して情報処理作業を行う場合、当該機器について、事前に検知ソフトを使用してファイル交換ソフト等が入っていないことを確認すること。ただし、当該ソフトを使用することが貴社の情報セキュリティポリシーに抵触する場合には、他の方法による情報セキュリティの確保対策について、監督職員と協議を行うこと。
- (エ) 情報処理作業を行う場合、最新の定義ファイルに更新されたウイルス対策ソフトを使用してウイルス感染していないことを確認すること。

(オ) 情報処理作業終了後は、県の情報資産は速やかに返却すること。

また、貴社の端末のハードディスク等に県の情報資産が存在する場合には完全に削除（ゴミ箱からも削除）すること。

ただし、委託契約等において、契約不適合責任を規定している場合には、その期間終了後に返却等を行うものとする。

なお、契約不適合責任について期間の定めがない場合には、情報資産の契約不適合責任の期間を2年間とみなして取り扱うこと。

16. 暴力団等による
不当要求の排除
対策

受注者は、本業務にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成24年4月25日 別表1改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処する。

(ア) 不当要求を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む。）は毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。

(イ) 不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む。）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。

(ウ) 上記（ア）（イ）の排除対策を講じたにもかかわらず、上記2の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

17. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

また、業務計画書に保険加入状況（保険加入状況一覧表）について記載し、保険加入を証明する書類（写し等）を提示すること。（平成30年7月13日 30建企第229号通知参照）

18. 労働環境改善の
取組みについて

業務を円滑かつ効率的に進めるため、労働環境の改善に繋がるルールを定め、計画的に業務を履行することで労働環境を改善し、今後、更なる業務の円滑な実施に努めるとともに魅力ある建設業界の創造に努めること。

取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組む内容を設定し、業務計画書に記載すること。

(ア) 月曜日は依頼の期限日としない。（マンデイ・ノーピリオド）

(イ) 金曜日は依頼しない。（フライデー・ノーリクエスト）

(ウ) 週1回以上は定時に帰るよう心がける。（ワンウィーク・ノーオーバータイム）

(エ) 17時以降の打合せは行わない。（オーバーファイブ・ノーミーティング）

(オ) その他、取組みが必要と思われる内容。

特記仕様書 別紙1

対象施設 ①

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア) 施設名称	矢上営業所（事務所建替え）			
(イ) 施設の場所	長崎市田中町			
(ウ) 施設用途	事務所			
	平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 四 号 第 1 類			
(エ) 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築	<input checked="" type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 解体	
	<input type="checkbox"/> 耐震改修		<input type="checkbox"/> その他（ ）	
(オ) 敷地の条件	(a) 敷地の面積	3,787.46	m ²	
	(※新築・増築の場合のみ) (b) 用途地域及び 地区の指定	準住居地域		
		準防火地域		
		—		
(カ) 施設の条件	(a) 主要構造	未定		
	(b) 延べ面積	660.82	m ²	
	(c) 階数	地上	2	階
		地下	0	階
	(※新築・増築の場合のみ) (d) 耐震安全性の分類 <small>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による耐震安全性の分類。</small>	①構造体	Ⅲ	類
②建築非構造部材		B	類	
③建築設備		乙	類	
(キ) 工事の条件	(a) 予定工事費	141,981	千円（税抜き）	
	(b) 予定工期	令和6年6月 工事着手		
	(c) 設計概要等	別添 設計説明書による		
(ク) 上記以外の設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添概要図面	<input type="checkbox"/> 基本計画図		
	<input type="checkbox"/> 要望書（企画書）	<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書		

(2) 資料の貸与及び返却

貸与資料		建築		設備	
		意匠	構造	電気	機械
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（紙媒体）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	既存施設設計図（CADデータ）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	工事特記仕様書データ	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	業務計画書様式	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書様式	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
貸与場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	貸与時期	業務委託時		
返却場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	返却時期	業務完了時		

（3） 成果物

（ア）仕様・部数	別紙4	基本設計+実施設計	による。
（イ）提出場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）		
（ウ）提出期限	審査用	履行期限の	14 日前まで
	成果物	履行期限まで	
（エ）部分引渡し	（a）部分引渡しを要する部分	（ — ）	
	（b）引渡し期日	（ — まで ）	

（補足） 審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、
 成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

特記仕様書 別紙1

対象施設 ②

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア) 施設名称	矢上営業所（事務所解体）			
(イ) 施設の場所	長崎市田中町			
(ウ) 施設用途	事務所			
	平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 四 号 第 1 類			
(エ) 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改修	<input checked="" type="checkbox"/> 解体
	<input type="checkbox"/> 耐震改修		<input type="checkbox"/> その他（ ）	
(オ) 敷地の条件	(a) 敷地の面積	3,787.46 m ²		
	(※新築・増築の場合のみ) (b) 用途地域及び 地区の指定	準住居地域		
		準防火地域		
		—		
(カ) 施設の条件	(a) 主要構造	鉄骨造		
	(b) 延べ面積	326.80 m ²		
	(c) 階数	地上	1	階
		地下	0	階
	(※新築・増築の場合のみ) (d) 耐震安全性の分類 <small>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による耐震安全性の分類。</small>	①構造体		類
②建築非構造部材			類	
③建築設備			類	
(キ) 工事の条件	(a) 予定工事費（解体工事全て）	44,254 千円 （税抜き）		
	(b) 予定工期	令和5年12月 工事着手		
	(c) 設計概要等	別添 設計説明書による		
(ク) 上記以外の設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添概要図面	<input type="checkbox"/> 基本計画図		
	<input type="checkbox"/> 要望書（企画書）	<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書		

(2) 資料の貸与及び返却

貸与資料		建築		設備	
		意匠	構造	電気	機械
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（紙媒体）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	既存施設設計図（CADデータ）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	工事特記仕様書データ	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	業務計画書様式	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書様式	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
貸与場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	貸与時期	業務委託時		
返却場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	返却時期	業務完了時		

（3） 成果物

（ア）仕様・部数	別紙4	実施設計	による。
（イ）提出場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）		
（ウ）提出期限	審査用	実施設計(解体工事)の段階確認③	まで
	成果物	履行期限まで	
（エ）部分引渡し	（a）部分引渡しを要する部分	（ — ）	
	（b）引渡し期日	（ — まで ）	

（補足） 審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、
 成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

特記仕様書 別紙1

対象施設 ③

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア) 施設名称	矢上営業所（部品倉庫）			
(イ) 施設の場所	長崎市田中町			
(ウ) 施設用途	倉庫			
	平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 一 号 第 1 類			
(エ) 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改修 <input checked="" type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	(オ) 敷地の条件	(a) 敷地の面積	3,787.46 m ²	
	(※新築・増築の場合のみ)	(b) 用途地域及び地区の指定	準住居地域 準防火地域 —	
		(カ) 施設の条件	(a) 主要構造	鉄骨造
		(b) 延べ面積	85.09 m ²	
	(※新築・増築の場合のみ)	(c) 階数	地上 1 階	
			地下 0 階	
		(d) 耐震安全性の分類	①構造体	類
			②建築非構造部材	類
③建築設備	類			
(キ) 工事の条件	(a) 予定工事費	対象施設 ② 参照 千円（税抜き）		
	(b) 予定工期	令和5年12月		
	(c) 設計概要等	別添 設計説明書による		
(ク) 上記以外の設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添概要図面	<input type="checkbox"/> 基本計画図		
	<input type="checkbox"/> 要望書（企画書）	<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書		

(2) 資料の貸与及び返却

貸与資料		建築		設備	
		意匠	構造	電気	機械
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（紙媒体）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（CADデータ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	工事特記仕様書データ	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	業務計画書様式	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書様式	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
貸与場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	貸与時期	業務委託時		
返却場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	返却時期	業務完了時		

（3） 成果物

（ア）仕様・部数	別紙4	実施設計	による。
（イ）提出場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）		
（ウ）提出期限	審査用	実施設計(解体工事)の段階確認③	まで
	成果物	履行期限まで	
（エ）部分引渡し	（a）部分引渡しを要する部分	（ — ）	
	（b）引渡し期日	（ — まで ）	

（補足） 審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、
 成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

特記仕様書 別紙1

対象施設 ④

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア) 施設名称	矢上営業所（整備工場）			
(イ) 施設の場所	長崎市田中町			
(ウ) 施設用途	整備工場			
	平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 一 号 第 1 類			
(エ) 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改修 <input checked="" type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	(オ) 敷地の条件	(a) 敷地の面積	3,787.46	m ²
	(※新築・増築の場合のみ)	(b) 用途地域及び地区の指定	準住居地域	
			準防火地域	
			—	
(カ) 施設の条件	(a) 主要構造	鉄骨造		
	(b) 延べ面積	248.06	m ²	
	(c) 階数	地上	1	階
		地下	0	階
(※新築・増築の場合のみ)	(d) 耐震安全性の分類	①構造体		類
		②建築非構造部材		類
		③建築設備		類
(キ) 工事の条件	(a) 予定工事費	対象施設 ② 参照 千円 （税抜き）		
	(b) 予定工期	令和5年12月		
	(c) 設計概要等	別添 設計説明書による		
(ク) 上記以外の設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添概要図面	<input type="checkbox"/> 基本計画図		
	<input type="checkbox"/> 要望書（企画書）	<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書		

(2) 資料の貸与及び返却

貸与資料		建築		設備	
		意匠	構造	電気	機械
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（紙媒体）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（CADデータ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	工事特記仕様書データ	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	業務計画書様式	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書様式	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
貸与場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	貸与時期	業務委託時		
返却場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	返却時期	業務完了時		

（3） 成果物

（ア）仕様・部数	別紙4	実施設計	による。
（イ）提出場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）		
（ウ）提出期限	審査用	実施設計(解体工事)の段階確認③	まで
	成果物	履行期限まで	
（エ）部分引渡し	（a）部分引渡しを要する部分	（ — ）	
	（b）引渡し期日	（ — まで ）	

（補足） 審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、
 成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

特記仕様書 別紙1

対象施設 ⑤

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア) 施設名称	矢上営業所（浴室・倉庫）			
(イ) 施設の場所	長崎市田中町			
(ウ) 施設用途	倉庫			
	平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 一 号 第 1 類			
(エ) 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改修 <input checked="" type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	(オ) 敷地の条件	(a) 敷地の面積	3,787.46 m ²	
	(※新築・増築の場合のみ)	(b) 用途地域及び地区の指定	準住居地域 準防火地域 —	
		(カ) 施設の条件	(a) 主要構造	コンクリートブロック造
		(b) 延べ面積	15.92 m ²	
	(※新築・増築の場合のみ)	(c) 階数	地上 1 階	
			地下 0 階	
		(d) 耐震安全性の分類	①構造体	類
			②建築非構造部材	類
③建築設備	類			
(キ) 工事の条件	(a) 予定工事費	対象施設 ② 参照 千円 （税抜き）		
	(b) 予定工期	令和5年12月		
	(c) 設計概要等	別添 設計説明書による		
(ク) 上記以外の設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添概要図面	<input type="checkbox"/> 基本計画図		
	<input type="checkbox"/> 要望書（企画書）	<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書		

(2) 資料の貸与及び返却

貸与資料		建築		設備	
		意匠	構造	電気	機械
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（紙媒体）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（CADデータ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	工事特記仕様書データ	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	業務計画書様式	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書様式	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
貸与場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	貸与時期	業務委託時		
返却場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	返却時期	業務完了時		

（3） 成果物

（ア）仕様・部数	別紙4	実施設計	による。
（イ）提出場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）		
（ウ）提出期限	審査用	実施設計(解体工事)の段階確認③	まで
	成果物	履行期限まで	
（エ）部分引渡し	（a）部分引渡しを要する部分	（ — ）	
	（b）引渡し期日	（ — まで ）	

（補足） 審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、
 成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

特記仕様書 別紙1

対象施設 ⑥

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア) 施設名称	矢上営業所（仮眠室）			
(イ) 施設の場所	長崎市田中町			
(ウ) 施設用途	事務所			
	平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 四 号 第 1 類			
(エ) 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改修 <input checked="" type="checkbox"/> 解体	
	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
(オ) 敷地の条件	(a) 敷地の面積	3,787.46	m ²	
	(※新築・増築の場合のみ) (b) 用途地域及び 地区の指定	準住居地域		
		準防火地域		
		—		
(カ) 施設の条件	(a) 主要構造	木造		
	(b) 延べ面積	26.49	m ²	
	(c) 階数	地上	1	階
		地下	0	階
	(※新築・増築の場合のみ) (d) 耐震安全性の分類 <small>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による耐震安全性の分類。</small>	①構造体		類
②建築非構造部材			類	
③建築設備			類	
(キ) 工事の条件	(a) 予定工事費	対象施設 ② 参照	千円（税抜き）	
	(b) 予定工期	令和5年12月		
	(c) 設計概要等	別添 設計説明書による		
(ク) 上記以外の設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添概要図面	<input type="checkbox"/> 基本計画図		
	<input type="checkbox"/> 要望書（企画書）	<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書		

(2) 資料の貸与及び返却

貸与資料		建築		設備	
		意匠	構造	電気	機械
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（紙媒体）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	既存施設設計図（CADデータ）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書			<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	工事特記仕様書データ			<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	業務計画書様式			<input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書様式			<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	
貸与場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	貸与時期	業務委託時		
返却場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	返却時期	業務完了時		

（3） 成果物

（ア）仕様・部数	別紙4	実施設計	による。
（イ）提出場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）		
（ウ）提出期限	審査用	実施設計(解体工事)の段階確認③	まで
	成果物	履行期限まで	
（エ）部分引渡し	（a）部分引渡しを要する部分	（ — ）	
	（b）引渡し期日	（ — まで ）	

（補足） 審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、
 成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

特記仕様書 別紙1

対象施設 ⑦

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア) 施設名称	矢上営業所（公舎）			
(イ) 施設の場所	長崎市田中町			
(ウ) 施設用途	社宅			
	平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 六 号 第 1 類			
(エ) 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改修 <input checked="" type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	(オ) 敷地の条件	(a) 敷地の面積	m ²	
	（※新築・増築の場合のみ）	(b) 用途地域及び地区の指定	準住居地域 準防火地域 —	
		(カ) 施設の条件	(a) 主要構造	鉄筋コンクリート造
		(b) 延べ面積	296.40 m ²	
	（※新築・増築の場合のみ）	(c) 階数	地上 2 階	
			地下 0 階	
		(d) 耐震安全性の分類	①構造体	類
			②建築非構造部材	類
③建築設備	類			
(キ) 工事の条件	(a) 予定工事費	対象施設 ② 参照 千円 （税抜き）		
	(b) 予定工期	令和7年6月		
	(c) 設計概要等	別添 設計説明書による		
(ク) 上記以外の設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添概要図面	<input type="checkbox"/> 基本計画図		
	<input type="checkbox"/> 要望書（企画書）	<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書		

(2) 資料の貸与及び返却

貸与資料		建築		設備	
		意匠	構造	電気	機械
<input checked="" type="checkbox"/>	既存施設設計図（紙媒体）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（CADデータ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	工事特記仕様書データ	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	業務計画書様式	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書様式	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
貸与場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	貸与時期	業務委託時		
返却場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	返却時期	業務完了時		

（3） 成果物

（ア）仕様・部数	別紙4	実施設計	による。
（イ）提出場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）		
（ウ）提出期限	審査用	実施設計(解体工事)の段階確認③	まで
	成果物	履行期限まで	
（エ）部分引渡し	（a）部分引渡しを要する部分	（ — ）	
	（b）引渡し期日	（ — まで ）	

（補足） 審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、
 成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

特記仕様書 別紙1

対象施設 ⑧

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア) 施設名称	矢上営業所（車資材倉庫・オイル倉庫）			
(イ) 施設の場所	長崎市田中町			
(ウ) 施設用途	倉庫			
	平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 一 号 第 1 類			
(エ) 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改修 <input checked="" type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	(オ) 敷地の条件	(a) 敷地の面積	3,787.46 m ²	
	(※新築・増築の場合のみ)	(b) 用途地域及び地区の指定	準住居地域 準防火地域 —	
		(カ) 施設の条件	(a) 主要構造	鉄骨造、コンクリートブロック造
		(b) 延べ面積	9.54 m ²	
	(※新築・増築の場合のみ)	(c) 階数	地上 1 階	
			地下 0 階	
		(d) 耐震安全性の分類	①構造体	類
			②建築非構造部材	類
		③建築設備	類	
(キ) 工事の条件	(a) 予定工事費	対象施設 ② 参照 千円 （税抜き）		
	(b) 予定工期	令和5年12月		
	(c) 設計概要等	別添 設計説明書による		
(ク) 上記以外の設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添概要図面	<input type="checkbox"/> 基本計画図		
	<input type="checkbox"/> 要望書（企画書）	<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書		

(2) 資料の貸与及び返却

貸与資料		建築		設備	
		意匠	構造	電気	機械
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（紙媒体）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（CADデータ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	工事特記仕様書データ	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	業務計画書様式	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書様式	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
貸与場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	貸与時期	業務委託時		
返却場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	返却時期	業務完了時		

（3） 成果物

（ア）仕様・部数	別紙4	実施設計	による。
（イ）提出場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）		
（ウ）提出期限	審査用	実施設計(解体工事)の段階確認③	まで
	成果物	履行期限まで	
（エ）部分引渡し	（a）部分引渡しを要する部分	（ — ）	
	（b）引渡し期日	（ — まで ）	

（補足） 審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、
 成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

特記仕様書 別紙1

対象施設 ⑨

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア) 施設名称	矢上営業所（喫煙室・物干し場・待合所）			
(イ) 施設の場所	長崎市田中町			
(ウ) 施設用途	事務所			
	平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 四 号 第 1 類			
(エ) 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改修 <input checked="" type="checkbox"/> 解体	
	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
(オ) 敷地の条件	(a) 敷地の面積	3,787.46	m ²	
	(※新築・増築の場合のみ) (b) 用途地域及び 地区の指定	準住居地域		
		準防火地域		
		—		
(カ) 施設の条件	(a) 主要構造	鉄骨造、軽量鉄骨造		
	(b) 延べ面積	4.22	m ²	
	(c) 階数	地上	1	階
		地下	0	階
	(※新築・増築の場合のみ) (d) 耐震安全性の分類 <small>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による耐震安全性の分類。</small>	①構造体		類
②建築非構造部材			類	
③建築設備			類	
(キ) 工事の条件	(a) 予定工事費	対象施設 ② 参照	千円（税抜き）	
	(b) 予定工期	令和5年12月		
	(c) 設計概要等	別添 設計説明書による		
(ク) 上記以外の設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 別添概要図面	<input type="checkbox"/> 基本計画図		
	<input type="checkbox"/> 要望書（企画書）	<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書		

(2) 資料の貸与及び返却

貸与資料		建築		設備	
		意匠	構造	電気	機械
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（紙媒体）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	既存施設設計図（CADデータ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	工事特記仕様書データ	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input checked="" type="checkbox"/>	業務計画書様式	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書様式	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
貸与場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	貸与時期	業務委託時		
返却場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）	返却時期	業務完了時		

（3） 成果物

（ア）仕様・部数	別紙4	実施設計	による。
（イ）提出場所	（ 長崎県土木部営繕課 ）		
（ウ）提出期限	審査用	実施設計(解体工事)の段階確認③	まで
	成果物	履行期限まで	
（エ）部分引渡し	（a）部分引渡しを要する部分	（ — ）	
	（b）引渡し期日	（ — まで ）	

（補足） 審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、
 成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

(1) 設計概要

(ア) 施設名称	矢上営業所（事務所建替え）																																																																																																		
(イ) 施設の場所	長崎市田中町																																																																																																		
(ウ) 施設用途	事務所																																																																																																		
(エ) 構造	未定																																																																																																		
(オ) 規模	延べ面積	660.82	m ²	地上	2	階	地下	0	階																																																																																										
(カ) 設計内容	<p>・ 矢上営業所の事務所の建替え</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>室名</th> <th>各面積</th> <th colspan="2"></th> <th>室名</th> <th>各面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1F</td> <td></td> <td>事務所</td> <td>72</td> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2F</td> <td></td> <td>組合事務所（公舎分）</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロッカー</td> <td>48</td> <td></td> <td>仮眠室</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室 1</td> <td>34.8</td> <td></td> <td>倉庫</td> <td>15.92</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宿直室</td> <td>13.2</td> <td></td> <td>女性休憩室</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食堂</td> <td>29.7</td> <td></td> <td>ガイド室</td> <td>124.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>男性休憩室（運転手控室）</td> <td>60.3</td> <td></td> <td>シャワー室（男子）</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室2</td> <td>25</td> <td></td> <td>シャワー室（女子）</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的トイレ</td> <td>5</td> <td></td> <td>男子トイレ</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>男子トイレ</td> <td>13.3</td> <td></td> <td>女子トイレ</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女子トイレ</td> <td>3.8</td> <td></td> <td>廊下・階段・PS等</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廊下・階段・PS等</td> <td>66.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>371.9</td> <td></td> <td>小計</td> <td>288.92</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">660.82</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※各室の面積等は、設計の中で決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場区画の計画、駐車場舗装やり替え ・ 看板①の撤去新設、看板②の撤去 ・ 敷地高低測量 											室名	各面積			室名	各面積	1F		事務所	72	2F		組合事務所（公舎分）	18		ロッカー	48		仮眠室	28		会議室 1	34.8		倉庫	15.92		宿直室	13.2		女性休憩室	20		食堂	29.7		ガイド室	124.3		男性休憩室（運転手控室）	60.3		シャワー室（男子）	8.8		会議室2	25		シャワー室（女子）	8.8		多目的トイレ	5		男子トイレ	13.3		男子トイレ	13.3		女子トイレ	3.8		女子トイレ	3.8		廊下・階段・PS等	48		廊下・階段・PS等	66.8					小計	371.9		小計	288.92			合計				660.82	
		室名	各面積			室名	各面積																																																																																												
1F		事務所	72	2F		組合事務所（公舎分）	18																																																																																												
		ロッカー	48			仮眠室	28																																																																																												
		会議室 1	34.8			倉庫	15.92																																																																																												
		宿直室	13.2			女性休憩室	20																																																																																												
		食堂	29.7			ガイド室	124.3																																																																																												
		男性休憩室（運転手控室）	60.3			シャワー室（男子）	8.8																																																																																												
		会議室2	25			シャワー室（女子）	8.8																																																																																												
		多目的トイレ	5			男子トイレ	13.3																																																																																												
		男子トイレ	13.3			女子トイレ	3.8																																																																																												
		女子トイレ	3.8			廊下・階段・PS等	48																																																																																												
		廊下・階段・PS等	66.8																																																																																																
		小計	371.9			小計	288.92																																																																																												
			合計				660.82																																																																																												
(キ) 設計時の 検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮すること。 ・ 長崎県産材の利用について検討し、機能面、コスト面等で可能な場合は、県産材の利用を推進すること。 ・ 工事範囲の既存の建材について早期に把握し、書面調査等により石綿含有の有無について確認すること。含有が不明な建材については、監督職員と協議すること。 ・ 工事全体のコスト把握に努めるとともに、必要に応じて対策を講じること。建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し必要に応じて対策を講じること。 ・ 環境配慮対策（周辺環境への配慮、建物自身の環境共生化、エネルギー有効利用と省資源化、資源環境型社会の形成、施設の長寿命化）について検討し、必要に応じて対策を講じること。 																																																																																																		
(ク) 業務の履行に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査を入念に行うこと ・ この仕様書に明記のない事項、若しくは疑義を生じた場合は監督員と協議し、 																																																																																																		

各基準に適合させること。

- ・平面及び工事費内訳書について、発注形態を考慮した編集とすること。
- ・平面計画、立面計画、対し補強計画等については、数案提出すること。
- ・工事施工中、設計内容に疑義が生じた場合には、設計責任の立場から速やかに対処し、協議の上、必要な箇所について設計図書等の修正を行うこと。
なお、設計が原因により変更申請が生じた場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ・本業務実施において生じる協議・申請等に係る費用は、受注者の負担とする。

（1）設計概要

（ア）施設名称	矢上営業所（事務所解体）								
（イ）施設の場所	長崎市田中町								
（ウ）施設用途	事務所								
（エ）構造	鉄骨造								
（オ）規模	延べ面積	326.80	m ²	地上	1	階	地下	0	階
（カ）設計内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の解体 ・既存建材に関する仕上表（石綿含有の有無等を記載したもの）の作成 施工者による石綿事前調査の実施の参考とするため、工事範囲における外部・各室（階数・部屋名）・各部位（床、巾木、腰壁、壁、天井、ふところ等）の仕上表を作成すること。過去の図面等から分かるものは下地等も記載すること。 								
（キ）設計時の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮すること。 ・長崎県産材の利用について検討し、機能面、コスト面等で可能な場合は、県産材の利用を推進すること。 ・工事範囲の既存の建材について早期に把握し、書面調査等により石綿含有の有無について確認すること。含有が不明な建材については、監督職員と協議すること。 ・工事全体のコスト把握に努めるとともに、必要に応じて対策を講じること。 建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し必要に応じて対策を講じること。 ・環境配慮対策（周辺環境への配慮、建物自身の環境共生化、エネルギー有効利用と省資源化、資源環境型社会の形成、施設の長寿命化）について検討し、必要に応じて対策を講じること。 								
（ク）業務の履行に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を入念に行うこと ・この仕様書に明記のない事項、若しくは疑義を生じた場合は監督員と協議し、 								

各基準に適合させること。

- ・平面及び工事費内訳書について、発注形態を考慮した編集とすること。
- ・平面計画、立面計画、対し補強計画等については、数案提出すること。
- ・工事施工中、設計内容に疑義が生じた場合には、設計責任の立場から速やかに対処し、協議の上、必要な箇所について設計図書等の修正を行うこと。
なお、設計が原因により変更申請が生じた場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ・本業務実施において生じる協議・申請等に係る費用は、受注者の負担とする。

（1）設計概要

（ア）施設名称	矢上営業所（部品倉庫）								
（イ）施設の場所	長崎市田中町								
（ウ）施設用途	倉庫								
（エ）構造	鉄骨造								
（オ）規模	延べ面積	85.09	m ²	地上	1	階	地下	0	階
（カ）設計内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品倉庫の解体 ・ 既存建材に関する仕上表（石綿含有の有無等を記載したもの）の作成 施工者による石綿事前調査の実施の参考とするため、工事範囲における外部・各室（階数・部屋名）・各部位（床、巾木、腰壁、壁、天井、ふところ等）の仕上表を作成すること。過去の図面等から分かるものは下地等も記載すること。 								
（キ）設計時の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮すること。 ・ 長崎県産材の利用について検討し、機能面、コスト面等で可能な場合は、県産材の利用を推進すること。 ・ 工事範囲の既存の建材について早期に把握し、書面調査等により石綿含有の有無について確認すること。含有が不明な建材については、監督職員と協議すること。 ・ 工事全体のコスト把握に努めるとともに、必要に応じて対策を講じること。 建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し必要に応じて対策を講じること。 ・ 環境配慮対策（周辺環境への配慮、建物自身の環境共生化、エネルギー有効利用と省資源化、資源環境型社会の形成、施設の長寿命化）について検討し、必要に応じて対策を講じること。 								
（ク）業務の履行に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査を入念に行うこと ・ この仕様書に明記のない事項、若しくは疑義を生じた場合は監督員と協議し、 								

各基準に適合させること。

- ・平面及び工事費内訳書について、発注形態を考慮した編集とすること。
- ・平面計画、立面計画、対し補強計画等については、数案提出すること。
- ・工事施工中、設計内容に疑義が生じた場合には、設計責任の立場から速やかに対処し、協議の上、必要な箇所について設計図書等の修正を行うこと。
なお、設計が原因により変更申請が生じた場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ・本業務実施において生じる協議・申請等に係る費用は、受注者の負担とする。

（1）設計概要

（ア）施設名称	矢上営業所（整備工場）								
（イ）施設の場所	長崎市田中町								
（ウ）施設用途	整備工場								
（エ）構造	鉄骨造								
（オ）規模	延べ面積	248.06	m ²	地上	1	階	地下	0	階
（カ）設計内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備工場の解体 ・ 既存建材に関する仕上表（石綿含有の有無等を記載したもの）の作成 施工者による石綿事前調査の実施の参考とするため、工事範囲における外部・各室（階数・部屋名）・各部位（床、巾木、腰壁、壁、天井、ふところ等）の仕上表を作成すること。過去の図面等から分かるものは下地等も記載すること。 								
（キ）設計時の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮すること。 ・ 長崎県産材の利用について検討し、機能面、コスト面等で可能な場合は、県産材の利用を推進すること。 ・ 工事範囲の既存の建材について早期に把握し、書面調査等により石綿含有の有無について確認すること。含有が不明な建材については、監督職員と協議すること。 ・ 工事全体のコスト把握に努めるとともに、必要に応じて対策を講じること。 建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し必要に応じて対策を講じること。 ・ 環境配慮対策（周辺環境への配慮、建物自身の環境共生化、エネルギー有効利用と省資源化、資源環境型社会の形成、施設の長寿命化）について検討し、必要に応じて対策を講じること。 								
（ク）業務の履行に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査を入念に行うこと ・ この仕様書に明記のない事項、若しくは疑義を生じた場合は監督員と協議し、 								

各基準に適合させること。

- ・平面及び工事費内訳書について、発注形態を考慮した編集とすること。
- ・平面計画、立面計画、対し補強計画等については、数案提出すること。
- ・工事施工中、設計内容に疑義が生じた場合には、設計責任の立場から速やかに対処し、協議の上、必要な箇所について設計図書等の修正を行うこと。
なお、設計が原因により変更申請が生じた場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ・本業務実施において生じる協議・申請等に係る費用は、受注者の負担とする。

（1）設計概要

（ア）施設名称	矢上営業所（浴室・倉庫）								
（イ）施設の場所	長崎市田中町								
（ウ）施設用途	倉庫								
（エ）構造	コンクリートブロック造								
（オ）規模	延べ面積	15.92	m ²	地上	1	階	地下	0	階
（カ）設計内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室・倉庫の解体 ・既存建材に関する仕上表（石綿含有の有無等を記載したもの）の作成 施工者による石綿事前調査の実施の参考とするため、工事範囲における外部・各室（階数・部屋名）・各部位（床、巾木、腰壁、壁、天井、ふところ等）の仕上表を作成すること。過去の図面等から分かるものは下地等も記載すること。 								
（キ）設計時の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮すること。 ・長崎県産材の利用について検討し、機能面、コスト面等で可能な場合は、県産材の利用を推進すること。 ・工事範囲の既存の建材について早期に把握し、書面調査等により石綿含有の有無について確認すること。含有が不明な建材については、監督職員と協議すること。 ・工事全体のコスト把握に努めるとともに、必要に応じて対策を講じること。 建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し必要に応じて対策を講じること。 ・環境配慮対策（周辺環境への配慮、建物自身の環境共生化、エネルギー有効利用と省資源化、資源環境型社会の形成、施設の長寿命化）について検討し、必要に応じて対策を講じること。 								
（ク）業務の履行に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を入念に行うこと ・この仕様書に明記のない事項、若しくは疑義を生じた場合は監督員と協議し、 								

各基準に適合させること。

- ・平面及び工事費内訳書について、発注形態を考慮した編集とすること。
- ・平面計画、立面計画、対し補強計画等については、数案提出すること。
- ・工事施工中、設計内容に疑義が生じた場合には、設計責任の立場から速やかに対処し、協議の上、必要な箇所について設計図書等の修正を行うこと。
なお、設計が原因により変更申請が生じた場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ・本業務実施において生じる協議・申請等に係る費用は、受注者の負担とする。

（1）設計概要

（ア）施設名称	矢上営業所（仮眠室）								
（イ）施設の場所	長崎市田中町								
（ウ）施設用途	事務所								
（エ）構造	木造								
（オ）規模	延べ面積	26.49	m ²	地上	1	階	地下	0	階
（カ）設計内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮眠室の解体 ・ 既存建材に関する仕上表（石綿含有の有無等を記載したもの）の作成 施工者による石綿事前調査の実施の参考とするため、工事範囲における外部・各室（階数・部屋名）・各部位（床、巾木、腰壁、壁、天井、ふところ等）の仕上表を作成すること。過去の図面等から分かるものは下地等も記載すること。 								
（キ）設計時の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮すること。 ・ 長崎県産材の利用について検討し、機能面、コスト面等で可能な場合は、県産材の利用を推進すること。 ・ 工事範囲の既存の建材について早期に把握し、書面調査等により石綿含有の有無について確認すること。含有が不明な建材については、監督職員と協議すること。 ・ 工事全体のコスト把握に努めるとともに、必要に応じて対策を講じること。 建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し必要に応じて対策を講じること。 ・ 環境配慮対策（周辺環境への配慮、建物自身の環境共生化、エネルギー有効利用と省資源化、資源環境型社会の形成、施設の長寿命化）について検討し、必要に応じて対策を講じること。 								
（ク）業務の履行に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査を入念に行うこと ・ この仕様書に明記のない事項、若しくは疑義を生じた場合は監督員と協議し、 								

各基準に適合させること。

- ・平面及び工事費内訳書について、発注形態を考慮した編集とすること。
- ・平面計画、立面計画、対し補強計画等については、数案提出すること。
- ・工事施工中、設計内容に疑義が生じた場合には、設計責任の立場から速やかに対処し、協議の上、必要な箇所について設計図書等の修正を行うこと。
なお、設計が原因により変更申請が生じた場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ・本業務実施において生じる協議・申請等に係る費用は、受注者の負担とする。

(1) 設計概要

(ア) 施設名称	矢上営業所（公舎）								
(イ) 施設の場所	長崎市田中町								
(ウ) 施設用途	共同住宅								
(エ) 構造	鉄筋コンクリート造								
(オ) 規模	延べ面積	296.40	m ²	地上	2	階	地下	0	階
(カ) 設計内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公舎の解体 ・ 既存建材に関する仕上表（石綿含有の有無等を記載したもの）の作成 施工者による石綿事前調査の実施の参考とするため、工事範囲における外部・各室（階数・部屋名）・各部位（床、巾木、腰壁、壁、天井、ふところ等）の仕上表を作成すること。過去の図面等から分かるものは下地等も記載すること。 ・ 建築用仕上塗材石綿含有調査（試料採取含む）の実施 下記施設から試料採取を行い、石綿含有分析のうえ、分析結果書を提出すること。 分析結果書提出期限：令和5年9月15日 								
		採取場所	採取数	分析試料数	備考				
	公舎	外壁	3	1					
		軒裏	3	1					
<p>※建築用仕上塗材の石綿含有調査は、 JIS A1481-1、A1481-2、若しくはA1481-3による定性分析とし、 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省国土交通省環境省告示第1号）に基づく建築物石綿含有建材調査者とする。 なお、調査にあたっては建築物の改修・解体時における石綿含有建築物用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルを参考とすること。</p>									
(キ) 設計時の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮すること。 ・ 長崎県産材の利用について検討し、機能面、コスト面等で可能な場合は、県産材の利用を推進すること。 ・ 工事範囲の既存の建材について早期に把握し、書面調査等により石綿含有の有無について確認すること。含有が不明な建材については、監督職員と協議すること。 ・ 工事全体のコスト把握に努めるとともに、必要に応じて対策を講じること。 建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し必要に応じて対策を講じること。 ・ 環境配慮対策（周辺環境への配慮、建物自身の環境共生化、エネルギー有効利用と省資源化、資源環境型社会の形成、施設の長寿命化）について検討し、必要に応じて対策を講じること。 								
(ク) 業務の履行に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査を入念に行うこと ・ この仕様書に明記のない事項、若しくは疑義を生じた場合は監督員と協議し、 								

各基準に適合させること。

- ・平面及び工事費内訳書について、発注形態を考慮した編集とすること。
- ・平面計画、立面計画、対し補強計画等については、数案提出すること。
- ・工事施工中、設計内容に疑義が生じた場合には、設計責任の立場から速やかに対処し、協議の上、必要な箇所について設計図書等の修正を行うこと。
なお、設計が原因により変更申請が生じた場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ・本業務実施において生じる協議・申請等に係る費用は、受注者の負担とする。

（1）設計概要

（ア）施設名称	矢上営業所（車資材倉庫・オイル倉庫）								
（イ）施設の場所	長崎市田中町								
（ウ）施設用途	倉庫								
（エ）構造	鉄骨造、コンクリートブロック造								
（オ）規模	延べ面積	9.54	m ²	地上	1	階	地下	0	階
（カ）設計内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車資材倉庫・オイル倉庫の解体 ・既存建材に関する仕上表（石綿含有の有無等を記載したもの）の作成 施工者による石綿事前調査の実施の参考とするため、工事範囲における外部・各室（階数・部屋名）・各部位（床、巾木、腰壁、壁、天井、ふところ等）の仕上表を作成すること。過去の図面等から分かるものは下地等も記載すること。 								
（キ）設計時の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮すること。 ・長崎県産材の利用について検討し、機能面、コスト面等で可能な場合は、県産材の利用を推進すること。 ・工事範囲の既存の建材について早期に把握し、書面調査等により石綿含有の有無について確認すること。含有が不明な建材については、監督職員と協議すること。 ・工事全体のコスト把握に努めるとともに、必要に応じて対策を講じること。 建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し必要に応じて対策を講じること。 ・環境配慮対策（周辺環境への配慮、建物自身の環境共生化、エネルギー有効利用と省資源化、資源環境型社会の形成、施設の長寿命化）について検討し、必要に応じて対策を講じること。 								
（ク）業務の履行に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を入念に行うこと ・この仕様書に明記のない事項、若しくは疑義を生じた場合は監督員と協議し、 								

各基準に適合させること。

- ・平面及び工事費内訳書について、発注形態を考慮した編集とすること。
- ・平面計画、立面計画、対し補強計画等については、数案提出すること。
- ・工事施工中、設計内容に疑義が生じた場合には、設計責任の立場から速やかに対処し、協議の上、必要な箇所について設計図書等の修正を行うこと。
なお、設計が原因により変更申請が生じた場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ・本業務実施において生じる協議・申請等に係る費用は、受注者の負担とする。

（1）設計概要

（ア）施設名称	矢上営業所（喫煙室・物干し場・待合所）								
（イ）施設の場所	長崎市田中町								
（ウ）施設用途	倉庫								
（エ）構造	鉄骨造、軽量鉄骨造								
（オ）規模	延べ面積	4.22	m ²	地上	1	階	地下	0	階
（カ）設計内容	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙室・物干し場・待合所の解体 ・既存建材に関する仕上表（石綿含有の有無等を記載したもの）の作成 施工者による石綿事前調査の実施の参考とするため、工事範囲における外部・各室（階数・部屋名）・各部位（床、巾木、腰壁、壁、天井、ふところ等）の仕上表を作成すること。過去の図面等から分かるものは下地等も記載すること。 								
（キ）設計時の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮すること。 ・長崎県産材の利用について検討し、機能面、コスト面等で可能な場合は、県産材の利用を推進すること。 ・工事範囲の既存の建材について早期に把握し、書面調査等により石綿含有の有無について確認すること。含有が不明な建材については、監督職員と協議すること。 ・工事全体のコスト把握に努めるとともに、必要に応じて対策を講じること。 建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し必要に応じて対策を講じること。 ・環境配慮対策（周辺環境への配慮、建物自身の環境共生化、エネルギー有効利用と省資源化、資源環境型社会の形成、施設の長寿命化）について検討し、必要に応じて対策を講じること。 								
（ク）業務の履行に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を入念に行うこと ・この仕様書に明記のない事項、若しくは疑義を生じた場合は監督員と協議し、 								

各基準に適合させること。

- ・平面及び工事費内訳書について、発注形態を考慮した編集とすること。
- ・平面計画、立面計画、対し補強計画等については、数案提出すること。
- ・工事施工中、設計内容に疑義が生じた場合には、設計責任の立場から速やかに対処し、協議の上、必要な箇所について設計図書等の修正を行うこと。
なお、設計が原因により変更申請が生じた場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ・本業務実施において生じる協議・申請等に係る費用は、受注者の負担とする。

特記仕様書 別紙2

対象施設 ①	矢上営業所（事務所建替え）
--------	---------------

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア) 一般業務の範囲

■	基本設計に関する標準業務			
	■ 建築（総合）	■ 建築（構造）	■ 電気設備	■ 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
■	実施設計に関する標準業務			
	■ 建築（総合）	■ 建築（構造）	■ 電気設備	■ 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(イ) 業務の内容

	業務内容の項目		委託項目及びその範囲		対象外業務の内容	対象外業務率設定の有・無
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	■	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	■	一部	設計条件を変更する場合の発注者内部間における調整	●
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	■	すべて		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	■	すべて		-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		■	すべて		-
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	■	すべて		-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	■	一部	発注者内部間における説明	●
	(5) 基本設計図書の作成		■	すべて		-
(6) 概算工事費の検討		■	すべて		-	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		■	一部	発注者内部間における説明	●	
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	■	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	■	一部	設計条件を変更する場合の発注者内部間における調整	●
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	■	すべて		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	■	すべて		-
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	■	すべて		-
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	■	すべて		-
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	■	一部	発注者内部間における説明	●
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	■	-		-
(ii) 建築確認申請図書の作成		■	-		-	
(5) 概算工事費の検討		■	-		-	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		■	一部	発注者内部間における説明	●	
設計の意図伝達（設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等）			□	-		-
設計の意図伝達（工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等）			□	-		-

【注意1】 (ア) 一般業務の範囲において

- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。

【注意2】 (イ) 業務の内容において

- ・「業務内容の項目」欄において、「建築主」とは、発注者（営繕課及び設計依頼を行った担当課）を指す。
- ・「委託項目及びその範囲」欄において、委託業務の範囲内となる項目は「■」、委託業務の範囲外となる項目は「□」とする。
- ・「■」とした業務項目のうち、その項目におけるすべての業務が対象となる場合は「すべて」、業務の一部が対象外となる場合は「一部」と表示している。
- ・上記において、「■・一部」と表示されている場合は、「対象外業務の内容」欄にその内容を記載し、「対象外業務率の設定の有無」欄に「●」印を表示している。

(2) 追加業務の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	建築積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合）
<input checked="" type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合）
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
<input checked="" type="checkbox"/>	都市計画法に基づく許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出を含む。）
<input type="checkbox"/>	都市計画法による届出
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置届出
<input type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成
<input type="checkbox"/>	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
<input checked="" type="checkbox"/>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
<input type="checkbox"/>	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価にかかる業務
<input type="checkbox"/>	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCCO ₂ を求める場合）
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
<input type="checkbox"/>	日影図の作成
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性に関する検討・評価資料の作成
<input type="checkbox"/>	LCEMツールによる空調システムの評価
<input type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成
<input checked="" type="checkbox"/>	設計に必要な調査業務
<input type="checkbox"/>	電波障害発生検討
<input type="checkbox"/>	電波障害調査
<input checked="" type="checkbox"/>	調査（看板①：撤去新設）、（看板②：撤去のみ）
<input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

□	透視図作成	[種類]		[額の有無]	
		[判の大きさ]		[材質]	
		[枚数]			
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
□	模型製作	[縮尺]		[ケースの有無]	
		[主要材料]		[材質]	
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

（注）積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBCの内訳書入力システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

特記仕様書 別紙2

対象施設 ②	矢上営業所（事務所解体）
--------	--------------

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア) 一般業務の範囲

<input type="checkbox"/>	基本設計に関する標準業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建築（総合） <input type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計に関する標準業務
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(イ) 業務の内容

	業務内容の項目		委託項目及びその範囲		対象外業務の内容	対象外業務率設定の有・無
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>	-		-
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>	-		-
(5) 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>	-		-	
(6) 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	-		-	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	-		-	
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	建築物を新築する場合に必要な調査	●
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		<input type="checkbox"/>	-		-	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<input type="checkbox"/>	-		-	
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注者内部間における説明	●	
設計の意図伝達（設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等）			<input type="checkbox"/>	-		-
設計の意図伝達（工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等）			<input type="checkbox"/>	-		-

【注意1】 (ア) 一般業務の範囲において

- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。

【注意2】 (イ) 業務の内容において

- ・「業務内容の項目」欄において、「建築主」とは、発注者（営繕課及び設計依頼を行った担当課）を指す。
- ・「委託項目及びその範囲」欄において、委託業務の範囲内となる項目は「■」、委託業務の範囲外となる項目は「□」とする。
- ・「■」とした業務項目のうち、その項目におけるすべての業務が対象となる場合は「すべて」、業務の一部が対象外となる場合は「一部」と表示している。
- ・上記において、「■・一部」と表示されている場合は、「対象外業務の内容」欄にその内容を記載し、「対象外業務率の設定の有無」欄に「●」印を表示している。

（2）追加業務の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	建築積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合）
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	都市計画法に基づく許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出を含む。）
<input type="checkbox"/>	都市計画法による届出
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置届出
<input type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成
<input type="checkbox"/>	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
<input type="checkbox"/>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
<input type="checkbox"/>	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価にかかる業務
<input type="checkbox"/>	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCCO ₂ を求める場合）
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
<input type="checkbox"/>	日影図の作成
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性に関する検討・評価資料の作成
<input type="checkbox"/>	LCEMツールによる空調システムの評価
<input type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成
<input type="checkbox"/>	設計に必要な調査業務
<input type="checkbox"/>	電波障害発生検討
<input type="checkbox"/>	電波障害調査
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

□	透視図作成	[種類]		[額の有無]	
		[判の大きさ]		[材質]	
		[枚数]			
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
□	模型製作	[縮尺]		[ケースの有無]	
		[主要材料]		[材質]	
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

（注）積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBCの内訳書入力システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

特記仕様書 別紙2

対象施設 ③	矢上営業所（部品倉庫）
--------	-------------

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア) 一般業務の範囲

<input type="checkbox"/>	基本設計に関する標準業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建築（総合） <input type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計に関する標準業務
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(イ) 業務の内容

	業務内容の項目		委託項目及びその範囲		対象外業務の内容	対象外業務率設定の有・無
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>	-		-
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>	-		-
(5) 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>	-		-	
(6) 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	-		-	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	-		-	
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	建築物を新築する場合に必要な調査	●
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		<input type="checkbox"/>	-		-	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<input type="checkbox"/>	-		-	
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注者内部間における説明	●	
設計の意図伝達（設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等）			<input type="checkbox"/>	-		-
設計の意図伝達（工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等）			<input type="checkbox"/>	-		-

【注意1】 (ア) 一般業務の範囲において

- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。

【注意2】 (イ) 業務の内容において

- ・「業務内容の項目」欄において、「建築主」とは、発注者（営繕課及び設計依頼を行った担当課）を指す。
- ・「委託項目及びその範囲」欄において、委託業務の範囲内となる項目は「■」、委託業務の範囲外となる項目は「□」とする。
- ・「■」とした業務項目のうち、その項目におけるすべての業務が対象となる場合は「すべて」、業務の一部が対象外となる場合は「一部」と表示している。
- ・上記において、「■・一部」と表示されている場合は、「対象外業務の内容」欄にその内容を記載し、「対象外業務率の設定の有無」欄に「●」印を表示している。

（2）追加業務の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	建築積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合）
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	都市計画法に基づく許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出を含む。）
<input type="checkbox"/>	都市計画法による届出
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置届出
<input type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成
<input type="checkbox"/>	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
<input type="checkbox"/>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
<input type="checkbox"/>	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価にかかる業務
<input type="checkbox"/>	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCCO ₂ を求める場合）
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
<input type="checkbox"/>	日影図の作成
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性に関する検討・評価資料の作成
<input type="checkbox"/>	LCEMツールによる空調システムの評価
<input type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成
<input type="checkbox"/>	設計に必要な調査業務
<input type="checkbox"/>	電波障害発生検討
<input type="checkbox"/>	電波障害調査
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

□	透視図作成	[種類]		[額の有無]	
		[判の大きさ]		[材質]	
		[枚数]			
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
□	模型製作	[縮尺]		[ケースの有無]	
		[主要材料]		[材質]	
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

（注）積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBCの内訳書入力システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

特記仕様書 別紙2

対象施設 ④	矢上営業所（整備工場）
--------	-------------

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア) 一般業務の範囲

<input type="checkbox"/>	基本設計に関する標準業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建築（総合） <input type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計に関する標準業務
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(イ) 業務の内容

	業務内容の項目		委託項目及びその範囲		対象外業務の内容	対象外業務率設定の有・無
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>	-		-
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>	-		-
(5) 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>	-		-	
(6) 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	-		-	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	-		-	
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	建築物を新築する場合に必要な調査	●
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		<input type="checkbox"/>	-		-	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<input type="checkbox"/>	-		-	
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注者内部間における説明	●	
設計の意図伝達（設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等）			<input type="checkbox"/>	-		-
設計の意図伝達（工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等）			<input type="checkbox"/>	-		-

【注意1】 (ア) 一般業務の範囲において

- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。

【注意2】 (イ) 業務の内容において

- ・「業務内容の項目」欄において、「建築主」とは、発注者（営繕課及び設計依頼を行った担当課）を指す。
- ・「委託項目及びその範囲」欄において、委託業務の範囲内となる項目は「■」、委託業務の範囲外となる項目は「□」とする。
- ・「■」とした業務項目のうち、その項目におけるすべての業務が対象となる場合は「すべて」、業務の一部が対象外となる場合は「一部」と表示している。
- ・上記において、「■・一部」と表示されている場合は、「対象外業務の内容」欄にその内容を記載し、「対象外業務率の設定の有無」欄に「●」印を表示している。

（2）追加業務の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	建築積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合）
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	都市計画法に基づく許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出を含む。）
<input type="checkbox"/>	都市計画法による届出
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置届出
<input type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成
<input type="checkbox"/>	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
<input type="checkbox"/>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
<input type="checkbox"/>	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価にかかる業務
<input type="checkbox"/>	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCCO ₂ を求める場合）
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
<input type="checkbox"/>	日影図の作成
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性に関する検討・評価資料の作成
<input type="checkbox"/>	LCEMツールによる空調システムの評価
<input type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成
<input type="checkbox"/>	設計に必要な調査業務
<input type="checkbox"/>	電波障害発生検討
<input type="checkbox"/>	電波障害調査
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

□	透視図作成	[種類]		[額の有無]	
		[判の大きさ]		[材質]	
		[枚数]			
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
□	模型製作	[縮尺]		[ケースの有無]	
		[主要材料]		[材質]	
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

（注）積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBCの内訳書入力システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

特記仕様書 別紙2

対象施設 ⑤	矢上営業所（浴室・倉庫）
--------	--------------

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア) 一般業務の範囲

<input type="checkbox"/>	基本設計に関する標準業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建築（総合） <input type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計に関する標準業務
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(イ) 業務の内容

	業務内容の項目		委託項目及びその範囲		対象外業務の内容	対象外業務率設定の有・無
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>	-		-
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>	-		-
(5) 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>	-		-	
(6) 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	-		-	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	-		-	
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	建築物を新築する場合に必要な調査	●
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		<input type="checkbox"/>	-		-	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<input type="checkbox"/>	-		-	
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注者内部間における説明	●	
設計の意図伝達（設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等）			<input type="checkbox"/>	-		-
設計の意図伝達（工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等）			<input type="checkbox"/>	-		-

【注意1】 (ア) 一般業務の範囲において

- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。

【注意2】 (イ) 業務の内容において

- ・「業務内容の項目」欄において、「建築主」とは、発注者（営繕課及び設計依頼を行った担当課）を指す。
- ・「委託項目及びその範囲」欄において、委託業務の範囲内となる項目は「■」、委託業務の範囲外となる項目は「□」とする。
- ・「■」とした業務項目のうち、その項目におけるすべての業務が対象となる場合は「すべて」、業務の一部が対象外となる場合は「一部」と表示している。
- ・上記において、「■・一部」と表示されている場合は、「対象外業務の内容」欄にその内容を記載し、「対象外業務率の設定の有無」欄に「●」印を表示している。

（2）追加業務の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	建築積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合）
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	都市計画法に基づく許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出を含む。）
<input type="checkbox"/>	都市計画法による届出
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置届出
<input type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成
<input type="checkbox"/>	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
<input type="checkbox"/>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
<input type="checkbox"/>	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価にかかる業務
<input type="checkbox"/>	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCCO ₂ を求める場合）
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
<input type="checkbox"/>	日影図の作成
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性に関する検討・評価資料の作成
<input type="checkbox"/>	LCEMツールによる空調システムの評価
<input type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成
<input type="checkbox"/>	設計に必要な調査業務
<input type="checkbox"/>	電波障害発生検討
<input type="checkbox"/>	電波障害調査
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

□	透視図作成	[種類]		[額の有無]	
		[判の大きさ]		[材質]	
		[枚数]			
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
□	模型製作	[縮尺]		[ケースの有無]	
		[主要材料]		[材質]	
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

（注）積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBCの内訳書入力システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

特記仕様書 別紙2

対象施設 ⑥	矢上営業所（仮眠室）
--------	------------

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア) 一般業務の範囲

<input type="checkbox"/>	基本設計に関する標準業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建築（総合） <input type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計に関する標準業務
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(イ) 業務の内容

	業務内容の項目		委託項目及びその範囲		対象外業務の内容	対象外業務率設定の有・無
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>	-		-
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>	-		-
(5) 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>	-		-	
(6) 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	-		-	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	-		-	
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	建築物を新築する場合に必要な調査	●
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		<input type="checkbox"/>	-		-	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<input type="checkbox"/>	-		-	
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注者内部間における説明	●	
設計の意図伝達（設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等）			<input type="checkbox"/>	-		-
設計の意図伝達（工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等）			<input type="checkbox"/>	-		-

【注意1】 (ア) 一般業務の範囲において

- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。

【注意2】 (イ) 業務の内容において

- ・「業務内容の項目」欄において、「建築主」とは、発注者（営繕課及び設計依頼を行った担当課）を指す。
- ・「委託項目及びその範囲」欄において、委託業務の範囲内となる項目は「■」、委託業務の範囲外となる項目は「□」とする。
- ・「■」とした業務項目のうち、その項目におけるすべての業務が対象となる場合は「すべて」、業務の一部が対象外となる場合は「一部」と表示している。
- ・上記において、「■・一部」と表示されている場合は、「対象外業務の内容」欄にその内容を記載し、「対象外業務率の設定の有無」欄に「●」印を表示している。

（2）追加業務の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	建築積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合）
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	都市計画法に基づく許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出を含む。）
<input type="checkbox"/>	都市計画法による届出
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置届出
<input type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成
<input type="checkbox"/>	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
<input type="checkbox"/>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
<input type="checkbox"/>	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価にかかる業務
<input type="checkbox"/>	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCCO ₂ を求める場合）
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
<input type="checkbox"/>	日影図の作成
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性に関する検討・評価資料の作成
<input type="checkbox"/>	LCEMツールによる空調システムの評価
<input type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成
<input type="checkbox"/>	設計に必要な調査業務
<input type="checkbox"/>	電波障害発生検討
<input type="checkbox"/>	電波障害調査
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

□	透視図作成	[種類]		[額の有無]	
		[判の大きさ]		[材質]	
		[枚数]			
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
□	模型製作	[縮尺]		[ケースの有無]	
		[主要材料]		[材質]	
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

（注）積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBCの内訳書入力システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

特記仕様書 別紙2

対象施設 ⑦	矢上営業所（公舎）
--------	-----------

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア) 一般業務の範囲

<input type="checkbox"/>	基本設計に関する標準業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建築（総合） <input type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計に関する標準業務
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(イ) 業務の内容

	業務内容の項目		委託項目及びその範囲		対象外業務の内容	対象外業務率設定の有・無
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>	-		-
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>	-		-
(5) 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>	-		-	
(6) 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	-		-	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	-		-	
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	建築物を新築する場合に必要な調査	●
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		<input type="checkbox"/>	-		-	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<input type="checkbox"/>	-		-	
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注者内部間における説明	●	
設計の意図伝達（設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等）			<input type="checkbox"/>	-		-
設計の意図伝達（工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等）			<input type="checkbox"/>	-		-

【注意1】 (ア) 一般業務の範囲において

- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。

【注意2】 (イ) 業務の内容において

- ・「業務内容の項目」欄において、「建築主」とは、発注者（営繕課及び設計依頼を行った担当課）を指す。
- ・「委託項目及びその範囲」欄において、委託業務の範囲内となる項目は「■」、委託業務の範囲外となる項目は「□」とする。
- ・「■」とした業務項目のうち、その項目におけるすべての業務が対象となる場合は「すべて」、業務の一部が対象外となる場合は「一部」と表示している。
- ・上記において、「■・一部」と表示されている場合は、「対象外業務の内容」欄にその内容を記載し、「対象外業務率の設定の有無」欄に「●」印を表示している。

（2）追加業務の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	建築積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input checked="" type="checkbox"/>	機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合）
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	都市計画法に基づく許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出を含む。）
<input type="checkbox"/>	都市計画法による届出
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置届出
<input type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成
<input type="checkbox"/>	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
<input type="checkbox"/>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
<input type="checkbox"/>	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価にかかる業務
<input type="checkbox"/>	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCCO ₂ を求める場合）
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
<input type="checkbox"/>	日影図の作成
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性に関する検討・評価資料の作成
<input type="checkbox"/>	LCEMツールによる空調システムの評価
<input type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成
<input checked="" type="checkbox"/>	設計に必要な調査業務
<input type="checkbox"/>	電波障害発生検討
<input type="checkbox"/>	電波障害調査
<input checked="" type="checkbox"/>	建築用仕上塗材石綿含有調査（試料採取を含む。）
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

□	透視図作成	[種類]		[額の有無]	
		[判の大きさ]		[材質]	
		[枚数]			
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
□	模型製作	[縮尺]		[ケースの有無]	
		[主要材料]		[材質]	
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

（注）積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBCの内訳書入力システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

特記仕様書 別紙2

対象施設 ⑧	矢上営業所（車資材倉庫・オイル倉庫）
--------	--------------------

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア) 一般業務の範囲

<input type="checkbox"/>	基本設計に関する標準業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建築（総合） <input type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計に関する標準業務
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(イ) 業務の内容

	業務内容の項目		委託項目及びその範囲		対象外業務の内容	対象外業務率設定の有・無
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>	-		-
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>	-		-
(5) 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>	-		-	
(6) 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	-		-	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	-		-	
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	建築物を新築する場合に必要な調査	●
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		<input type="checkbox"/>	-		-	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<input type="checkbox"/>	-		-	
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注者内部間における説明	●	
設計の意図伝達（設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等）			<input type="checkbox"/>	-		-
設計の意図伝達（工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等）			<input type="checkbox"/>	-		-

【注意1】 (ア) 一般業務の範囲において

- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。

【注意2】 (イ) 業務の内容において

- ・「業務内容の項目」欄において、「建築主」とは、発注者（営繕課及び設計依頼を行った担当課）を指す。
- ・「委託項目及びその範囲」欄において、委託業務の範囲内となる項目は「■」、委託業務の範囲外となる項目は「□」とする。
- ・「■」とした業務項目のうち、その項目におけるすべての業務が対象となる場合は「すべて」、業務の一部が対象外となる場合は「一部」と表示している。
- ・上記において、「■・一部」と表示されている場合は、「対象外業務の内容」欄にその内容を記載し、「対象外業務率の設定の有無」欄に「●」印を表示している。

（2）追加業務の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	建築積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合）
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	都市計画法に基づく許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出を含む。）
<input type="checkbox"/>	都市計画法による届出
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置届出
<input type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成
<input type="checkbox"/>	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
<input type="checkbox"/>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
<input type="checkbox"/>	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価にかかる業務
<input type="checkbox"/>	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCCO ₂ を求める場合）
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
<input type="checkbox"/>	日影図の作成
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性に関する検討・評価資料の作成
<input type="checkbox"/>	LCEMツールによる空調システムの評価
<input type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成
<input type="checkbox"/>	設計に必要な調査業務
<input type="checkbox"/>	電波障害発生検討
<input type="checkbox"/>	電波障害調査
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

□	透視図作成	[種類]		[額の有無]	
		[判の大きさ]		[材質]	
		[枚数]			
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
□	模型製作	[縮尺]		[ケースの有無]	
		[主要材料]		[材質]	
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

（注）積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBCの内訳書入力システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

特記仕様書 別紙2

対象施設 ⑨	矢上営業所（喫煙室・物干し場・待合所）
--------	---------------------

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア) 一般業務の範囲

<input type="checkbox"/>	基本設計に関する標準業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建築（総合） <input type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
<input checked="" type="checkbox"/>	実施設計に関する標準業務
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(イ) 業務の内容

	業務内容の項目		委託項目及びその範囲		対象外業務の内容	対象外業務率設定の有・無
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>	-		-
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input type="checkbox"/>	-		-
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	<input type="checkbox"/>	-		-
(5) 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>	-		-	
(6) 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	-		-	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	-		-	
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注前に発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	-		-
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	建築物を新築する場合に必要な調査	●
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	-		-
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-
(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		<input type="checkbox"/>	-		-	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
	(ii) 建築確認申請図書の作成	<input type="checkbox"/>	-		-	
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	すべて		-	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	一部	発注者内部間における説明	●	
設計の意図伝達（設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等）			<input type="checkbox"/>	-		-
設計の意図伝達（工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等）			<input type="checkbox"/>	-		-

【注意1】 (ア) 一般業務の範囲において

- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。

【注意2】 (イ) 業務の内容において

- ・「業務内容の項目」欄において、「建築主」とは、発注者（営繕課及び設計依頼を行った担当課）を指す。
- ・「委託項目及びその範囲」欄において、委託業務の範囲内となる項目は「■」、委託業務の範囲外となる項目は「□」とする。
- ・「■」とした業務項目のうち、その項目におけるすべての業務が対象となる場合は「すべて」、業務の一部が対象外となる場合は「一部」と表示している。
- ・上記において、「■・一部」と表示されている場合は、「対象外業務の内容」欄にその内容を記載し、「対象外業務率の設定の有無」欄に「●」印を表示している。

（2）追加業務の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	建築積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む。）、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
<input type="checkbox"/>	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合）
<input type="checkbox"/>	計画通知申請手続き業務（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合）
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	都市計画法に基づく許可申請に係る手続き
<input type="checkbox"/>	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
<input type="checkbox"/>	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出を含む。）
<input type="checkbox"/>	都市計画法による届出
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置届出
<input type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成
<input type="checkbox"/>	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
<input type="checkbox"/>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
<input type="checkbox"/>	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
<input type="checkbox"/>	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価にかかる業務
<input type="checkbox"/>	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細なLCCO ₂ を求める場合）
<input type="checkbox"/>	住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
<input type="checkbox"/>	日影図の作成
<input type="checkbox"/>	官庁施設の環境保全性基準に基づく環境保全性に関する検討・評価資料の作成
<input type="checkbox"/>	LCEMツールによる空調システムの評価
<input type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成
<input checked="" type="checkbox"/>	設計に必要な調査業務
<input type="checkbox"/>	電波障害発生検討
<input type="checkbox"/>	電波障害調査
<input checked="" type="checkbox"/>	調査(物干し場)
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

□	透視図作成	[種類]		[額の有無]	
		[判の大きさ]		[材質]	
		[枚数]			
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
□	模型製作	[縮尺]		[ケースの有無]	
		[主要材料]		[材質]	
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

（注）積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBCの内訳書入力システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

特記仕様書 別紙3

(1) 適用基準

適用基準は、次に掲げるものとする。

備考欄において、国とは「国土交通省大臣官房官庁営繕部」、県とは「長崎県土木部建築課」とする。

(ア) 共通

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修			備考
■	官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式	令和	3	年改定	国
■	官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	平成	27	年改定	国
□	官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成	8	年制定	国
■	官庁施設の基本的性能基準	令和	2	年改定	国
■	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	平成	25	年制定	国
■	官庁施設の環境保全性基準	令和	4	年改定	国
■	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	平成	18	年版	国
■	官庁施設の防犯に関する基準	平成	21	年6月	国
■	官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び 利用に関するガイドライン	令和	5	年改定	国
■	BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）	令和	4	年	国
■	長崎県福祉のまちづくり条例整備マニュアル	平成	15	年版	長崎県
■	長崎県公共建築物等木材利用促進方針	令和	2	年改正	長崎県
■	長崎県建設工事共通仕様書	令和	5	年4月	長崎県

(イ) 建築

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修			備考
■	建築設計基準	令和	4	年改定版	国
■	建築設計基準の資料	令和	4	年改定版	国
■	建築工事標準詳細図	令和	4	年改定	国
■	建築構造設計基準	令和	3	年改定	国
■	建築構造設計基準の資料	令和	3	年改定	国
■	構内舗装・排水設計基準	平成	27	年制定	国
■	構内舗装・排水設計基準の資料	平成	27	年制定	国
■	木造計画・設計基準	平成	29	年改定	国
■	木造計画・設計基準の資料	平成	29	年改定	国
■	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	令和	4	年版	国
■	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	令和	4	年版	国
■	公共建築木造工事標準仕様書	令和	4	年版	国
■	建築物解体工事共通仕様書	令和	4	年版	国
■	建築工事設計図書作成基準	令和	2	年改定	国
■	建築工事設計図書作成基準の資料	令和	2	年改定	国
■	敷地調査共通仕様書	令和	4	年改定	国

（ウ）設備

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修			備考
■	建築設備計画基準	令和	3	年版	国
■	建築設備設計基準	令和	3	年版	国
■	建築設備工事設計図書作成基準	令和	3	年改定	国
■	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和	4	年版	国
■	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	令和	4	年版	国
■	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和	4	年版	国
■	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和	4	年版	国
■	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	令和	4	年版	国
■	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和	4	年版	国
■	雨水利用・排水再利用設備計画基準	平成	28	年版	国
■	建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）		2014	年版	市販
■	建築設備設計計算書作成手引き（（一社）公共建築協会）	令和	3	年版	市販
■	空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメント ガイドライン	平成	22	年	国HP

（エ）積算

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修			備考
■	公共建築工事積算基準	平成	28	年改定	国
■	公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）（設備工事編）	平成	31	年版	市販
■	長崎県公共建築工事積算基準	令和	3	年7月	長崎県
■	長崎県公共建築工事積算基準等資料	令和	5	年4月	長崎県
■	公共建築数量積算基準	平成	29	年改定	国
■	公共建築設備数量積算基準	平成	29	年改定	国
■	公共建築工事標準単価積算基準	令和	5	年改定	国
■	長崎県公共建築工事共通費積算基準	平成	29	年2月	長崎県
■	公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	令和	5	年改定	国
■	公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	令和	5	年改定	国
■	公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	令和	5	年版	国
■	公共建築工事見積標準書式（設備工事編）	令和	5	年版	国
■	営繕工事積算チェックマニュアル（長崎県版）	平成	29	年版	長崎県

（オ）その他参考とすべき資料

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修			備考

特記仕様書 別紙4（基本設計）

（1）成果物の仕様及び提出部数

成果物		数量	備考（提出形態等）			
■	建築（総合）					
	■	設計説明書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
	■	基本設計図面等 ・表紙 ・計画説明書 ・仕様概要書 ・仕上概要書表 ・面積表及び求積表 ・現況図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図（各階） ・立面図（各面） ・断面図	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
	■	仮設計画概要書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
□						
■	建築（構造）					
	■	構造計画説明書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
	■	構造設計概要書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
■	電気設備					
	■	電気設備計画説明書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
	■	電気設備設計概要書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
■	各種技術資料	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共	
■	給排水衛生設備					
	■	給排水衛生設備計画説明書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
	■	給排水衛生設備設計概要書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
■	各種技術資料	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共	
■	空調換気設備					
	■	空調換気設備計画説明書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
	■	空調換気設備設計概要書	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共
■	各種技術資料	1式	A3判 横綴じ	1部	、データ共	
□	昇降機等					
	□	昇降機等計画説明書	1式	A3判 横綴じ	部	、データ共
	□	昇降機等設計概要書	1式	A3判 横綴じ	部	、データ共
□	各種技術資料	1式	A3判 横綴じ	部	、データ共	
■	共通					
	■	工事費概算書	1式	A4判 データ共		
	■	照査報告書	1式	2部（1部は受注者返却）		
	■	業務打合せ簿	1式	2部（1部は受注者返却）		
■	計画チェックシート	1式	新築時のみ			
□	その他					
	□	透視図	1式			
	□	模型	1式			
□						

（注意）：建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物の中に含めることとする。

特記仕様書 別紙4（実施設計）

（1）成果物の仕様及び提出部数

成果物		数量	備考（提出形態等）	
■	建築（総合）			
	■	共通設計図面等	■ 起工用図面 1部 （A3縮小版）横綴じA4折り	
	■	建築（総合）設計図等		
	■	建築（構造）設計図等		
	■	電気設備設計図等		
	■	給排水衛生設備設計図等		
	■	空調換気設備設計図等		
	□	昇降機設備設計図等		
	■	仕上表（石綿含有の有無を記載したもの）		
	■	構造計算書	1式	■ A4判ファイル綴じ、データ共
	■	工事費概算書	1式	■ A4判ファイル綴じ、データ共
■	積算			
	■	工事費内訳書	1部	RIBCデータ
	■	積算数量算出書	各1部	A4判ファイル綴じ、データ共
	■	積算数量調書		
	■	数量積算チェックリスト(解体除く)		
	■	積算数量調書チェックリスト(解体除く)	1式	A4判ファイル綴じ
	■	見積書および見積検討資料		
□				
□	その他			
	□	透視図	1式	A3版アルミ枠パネル
	□	模型	1式	
■	関係法令等に基づく各種申請書等			
	■	計画通知	1式	必要部数
	□	建築許可		
	□	認定申請		
	■	開発許可		
	□	福祉のまちづくり条例		
	■	建築物省エネルギー法		
	□	景観条例		
	□	その他必要な申請書類		
	□	防災計画		
	□	省エネルギー関係計算書		
	□	認定通知書（耐震改修促進法）		
	□	中高層建築物計画届出		
	□	耐震診断等判定申請		
	□			
□				
□	概略工事工程表	1部	A4ファイル綴じ、データ共	
■	アスベスト調査報告書	3部		

（注意）：CADで作成した図面の電子媒体は、JWW形式を標準とし、これ以外についてはオリジナル形式、DXF形式およびPDF形式により、CD-Rで提出する。
：図面作成において、その規格、縮尺等は別表1の内容を標準とする。

別表1（実施設計における作成図面等の規格、縮尺）

図面等の名称		規格	縮尺	適用
共通設計図				
	表紙	A1、A3	—	
	図面目録		—	
	建築物概要書（工事概要）		—	
	特記仕様書		—	
	工事区分表		—	設備工事がある場合
	敷地案内図		※	
	敷地求積図		※	
	敷地現況図		※	敷地形状が大きく異なる場合
	配置図		1/100、1/200	
建築（総合）				
	面積表及び求積図	A1、A3	—	
	仕上表		—	
	平面図（各階）		1/100、1/200	
	立面図		1/100、1/200	
	断面図		1/100、1/200	
	矩計図		1/30、1/50	
	平面詳細図		1/30、1/50	
	部分詳細図		1/30、1/50	1/2、1/3、1/5、1/10、1/20 可
	展開図		1/30、1/50	
	天井伏図（各階）		1/100、1/200	
	建具キープラン		1/100、1/200	平面図と組み合わせ可
	建具表		1/50	
	工作物等詳細図		※	配置図と組み合わせ可
	外構詳細図		※	配置図と組み合わせ可
	植栽図		※	配置図と組み合わせ可
	仮設計画図		※	仮設計画を指定する場合
建築（構造）				
	構造関係共通事項	A1、A3	—	
	基礎伏図		1/100、1/200	
	伏図（各階）		1/100、1/200	
	軸組図		1/100、1/200	
	部材断面リスト		1/30、1/50	
	構造詳細図		1/30、1/50	
	施工方法等計画書		—	必要に応じて

図面等の名称		規格	縮尺	適用
電気設備				
	受変電設備図	A 1、A 3	1/100、1/200	
	非常用電源設備図		1/100、1/200	
	幹線系統図		—	
	電灯、コンセント設備平面図（各階）		1/100、1/200	
	動力設備平面図（各階）		1/100、1/200	
	通信・情報設備系統図		—	
	通信・情報設備平面図		1/100、1/200	
	火災報知等設備系統図		—	
	火災報知等設備平面図		1/100、1/200	
	屋外設備図		1/100、1/200	
給排水衛生設備				
	給排水設備配管系統図	A 1、A 3	—	
	給排水設備配管平面図（各階）		1/100、1/200	
	消火設備系統図		—	
	消火設備平面図（各階）		1/100、1/200	
	排水処理設備設計図		—	
	その他の設置設備設計図		1/100、1/200	
	部分詳細図		1/30、1/50	
	屋外詳細図		1/100、1/200	
空調換気設備				
	空調設備系統図	A 1、A 3	—	
	空調設備平面図（各階）		1/100、1/200	
	換気設備系統図		—	
	換気設備平面図（各階）		1/100、1/200	
	その他の設置設備設計図		1/100、1/200	
	部分詳細図		1/30、1/50	
	屋外詳細図		1/100、1/200	
昇降機等				
	昇降機等平面図	A 1、A 3	1/100、1/200	
	昇降機等断面図		1/100、1/200	
	部分詳細図		1/30、1/50	